十九、東京産業株式会社に対する件

昭和四十五年（排）第四十二号

排除命令

福岡県福岡市下呉服町七番九号
東京産業株式会社
右代表者　代表取締役　岩倉朝雄こと　李　盤　石

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　東京産業株式会社は、同社が、中外商事株式会社の商号で事業を営んでいた昭和三十七年から昭和四十四年一月までの間に製造し、昭和四十四年十月ごろまで各家庭に対して訪問販売を行なっていた「ゴールデンコール」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、次の事項について、広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

(一)　当該商品は、日本労働組合総評議会、農業協同組合、漁業協同組合、学校、各テレビ放送局および諸官庁の推せん、推しようは受けていないこと。

(二)　当該商品は、特許製品ではないこと。

(三) 当該商品の品質は、ポリカボネード系の合成樹脂ではなく、塩化ビニール系のものであること。

(四) 当該商品を顧客が購入した場合に、同社に対して、学校または日本放送協会が補助金を出している事実はないこと。

二 同社は、今後、前記商品またはこれと同種の商品を販売するにあたって、次の表示をしてはならない。

(一) 当該商品の品質その他の内容について、他からの推せん、推しようを受けていないにもかかわらず、受けているかのように一般消費者に誤認される表示

(二) 当該商品が特許製品でないにもかかわらず、特許製品であるかのように一般消費者に誤認される表示

(三) 当該商品の材質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示

(四) 当該商品に対して補助金が出ていないにもかかわらず補助金が出ているかのように一般消費者に誤認される表示

三 同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一 東京産業株式会社（以下「東京産業」という。）は、昭和三十六年十二月中外商事株式会社として設立されたが、昭和四十五年二月六日現商号に変更したもので、肩書地に本店を置き、家庭用棚類、医療器具類およびテレビ視覚保護器の製造販売業を営む事業者である。

二 東京産業は、同社が、中外商事株式会社の商号で事業を営んでいた昭和三十七年三月ごろから昭和四十四年一月までの間、テレビ視覚保護器と称してテレビスクリーンの前面に置き、テレビの画面を拡大するための器具を製造し、「ゴールデンコール」という商品名を付して、昭和四十四年十月ごろまで、同社営業社員をして、各家庭を訪問させ販売を行なっていた。

右訪問販売にあたり、東京産業の営業社員は、前記「ゴールデンコール」の品質等について、顧客に対し、「サービス週間」と記載されたビラ（別添写）を提示し、また、同社作成の「営業社員ゴールデンブック」に記載されている内容に従って、口頭の説

明を行なっていた。

しかして、前記ビラには、「総評、農協、漁協、学校推選ゴールデンコール」、「各局テレビ、諸官庁推奨」、「総評、農協、漁協、諸官庁でもそれぞれ推選、推奨をして下さっていることでも如何に本品が秀れているかを御理解下さると思います」、「特に本品は確たる特許番号を保持、他の追従を許さぬ優秀品であることは申すまでもありません」、「特許番号№一八一三九、№二五九一三№一五七六三〇」などと記載されている。

また、「営業社員ゴールデンブック」には、当該「ゴールデンコール」の品質について、「材質は、ポリカボネード又はパンライトと申しまして東海道新幹線やジエット機の窓にも使用しており、非常に高価な品物で出来ております。今迄ラジオ屋やその他で市販致しておりましたセルロイド又はプラスチック・ガラスと言う材質で出来ていました物とは性質的にも全然違うわけです」などと記載されている。

同社営業社員は、さらに、顧客に対し、「今お買いあげになれば、目を守る運動期間中なので、学校とNHKから、当社に、補助金として五百円ないし千円づつ送ってきますので、定価より安く買えます」などと口頭で説明していた。

三　しかるに、当該「ゴールデンコール」が、日本労働組合総評議会、農業協同組合、漁業協同組合、学校、各テレビ放送局および諸官庁の推せん、推しようを受けている事実はなく、当該「ゴールデンコール」を顧客が購入した場合に、学校または日本放送協会が、東京産業に対して補助金を出している事実もない。

また、当該「ゴールデンコール」は特許製品ではなく、前記特許番号は、いずれも当該「ゴールデンコール」のものではない。

さらに、当該「ゴールデンコール」の品質は塩化ビニール系の合成樹脂であって、ポリカボネード系のものではない。

法　令　の　適　用

東京産業の前記事実記載の行為は、当該ゴールデンコールの品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤

認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十五年十一月二日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋　勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男

別添写略